

## 【重要】電話リレーサービス料の設定に伴うヤマナシモバイル利用規約変更について

平素より「ヤマナシモバイル」をご利用くださりまして誠にありがとうございます。

2021年7月1日から公共インフラとしての電話リレーサービスが開始されることに伴い、次のとおり、お知らせいたします。

「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方（個人だけでなく企業や自治体、医療機関、緊急通報受理機関などを含みます）を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。

法令<sup>※1</sup>により、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが、「電話リレーサービス提供機関」として指定され、サービス提供を開始する予定です。

「電話リレーサービス」においては、法令にもとづき、「電話リレーサービス」の提供を確保するために必要な費用について、固定電話・携帯電話・IP電話などのサービスを提供している電話提供事業者が電話番号数に応じて負担することが義務付けられており、「電話リレーサービス提供機関」に交付金として交付される仕組みとなっています。

ヤマナシモバイルでは、「電話リレーサービス」の目的や趣旨に鑑み、サービスをご利用になっているお客さまに対して、ご利用の電話番号数に応じ公平なご負担をお願いすることとし、2021年8月ご請求分から「電話リレーサービス料」として、請求いたします。

尚、「電話リレーサービス料」の発生に伴い、2021年7月1日付けで「ファイバーライン利用規約」を改訂いたします。

変更後の利用規約は「[ヤマナシモバイル利用規約](#)」をご確認ください。

規約内容の主な変更点は次の通りです。

### 【主な変更点】

・別紙2料金表のユニバーサルサービス料に電話リレーサービス料の表記を追加  
お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 請求方法について<sup>※2※3</sup>

#### ■請求方法

2021年度においては、「電話リレーサービス料」：1番号あたり1円 / 月（税込）を2021年8月末ご請求分から請求いたします。

## 電話リレーサービス制度に関するお問合せ先について

- ▶「電話リレーサービス」の利用登録、利用方法、サービス内容に関するお問い合わせ先

電話リレーサービス提供機関：一般財団法人日本財団電話リレーサービス

電話番号：03-6275-0910

受付時間：9:00～18:00（年末年始を除く）

FAX：03-6275-0913

メールアドレス：[info@nftrs.or.jp](mailto:info@nftrs.or.jp)

URL：<https://nftrs.or.jp/>

- ▶番号単価、交付金、負担金制度に関するお問い合わせ先

電話リレーサービス支援機関：一般社団法人電気通信事業者協会

電話番号：03-6302-8391

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝休日・年末年始を除く）

URL：[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

- ▶「電話リレーサービス」制度に関するお問い合わせ先

総務省 電気通信消費者相談センター

電話番号：03-5253-5900

受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:00

※1：「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）

<法律の概要>

公共インフラとしての電話リレーサービスを適正かつ確実に提供することができる者を、総務大臣が「電話リレーサービス提供機関」として指定。

「電話リレーサービス提供機関」に対し、業務に要する費用に充てるための交付金を交付することとし、その原資となる負担金を、電話サービスを提供する電話提供事業者に納付するよう義務付け。

交付金の交付や負担金の徴収業務を行う者を、総務大臣が「電話リレーサービス支援機関」として指定。

※2：記載の内容は、2021年度の請求金額および請求月です。次年度以降は、年度毎の番号単価（1番号当たりの負担額）の変更に伴い、「電話リレーサービス料」も改定される予定です。

番号単価は、「電話リレーサービス支援機関」として指定されている一般社団法人電気通信事業者協会のHP

（[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)）にてご確認ください。

※3 請求上は「ユニバーサルサービス料他」とし、ユニバーサルサービス料と合算での請求といたします。